

総社市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第29号

総社市手数料条例の一部を改正する条例

総社市手数料条例（平成17年総社市条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第2（第2条関係）			別表第2（第2条関係）		
事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額	事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額
1 略			1 略		
2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	(1)～(5) 略 (6) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	ア及びイ 略 ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万k1以上5万k1未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>159万円</u> エ 危険物の貯蔵最大数量が5万k1以上10万k1未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>195万円</u>	2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	(1)～(5) 略 (6) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	ア及びイ 略 ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万k1以上5万k1未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>158万円</u> エ 危険物の貯蔵最大数量が5万k1以上10万k1未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>194万円</u>

改正後			改正前		
		オ 危険物の貯蔵最大 数量が10万k1以上20 万k1未満の浮き屋根 式特定屋外タンク貯 蔵所及び浮き蓋付特 定屋外タンク貯蔵所 <u>227万円</u> カ～ク 略			オ 危険物の貯蔵最大 数量が10万k1以上20 万k1未満の浮き屋根 式特定屋外タンク貯 蔵所及び浮き蓋付特 定屋外タンク貯蔵所 <u>226万円</u> カ～ク 略
	(7)～(19) 略			(7)～(19) 略	
3～19 略			3～19 略		
備考 略			備考 略		

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。